

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務に係るもの以外）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 衛生管理者の職務
- ③ 産業医
- ④ 衛生委員会
- ⑤ 安全衛生教育
- ⑥ 健康診断
- ⑦ 医師による面接指導
- ⑧ ストレスチェック
- ⑨ 労働衛生コンサルタント
- ⑩ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑪ 事務所衛生基準規則
- ⑫ 労働基準法（労働時間・休憩・休日）
- ⑬ 労働基準法（有給休暇）
- ⑭ 労働基準法（妊産婦等）
- ⑮ 死傷病報告書

【令和7年4月】

【問27】 事業場の建築物、施設等に関する措置について、労働安全衛生規則の衛生基準に違反しているものは次のうちどれか。

- (1) 常時40人の労働者を就業させている屋内作業場の気積が設備の占める容積及び床面から3mを超える高さにある空間を除き400 m³となっている。
- (2) ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、3か月ごとに1回、定期的に、統一的に調査を実施し、その調査結果に基づき、必要な措置を講じている。
- (3) 男性5人を含む常時30人の労働者が就業している事業場で、女性用には^が臥床することのできる休養室を設けているが、男性用には、^が臥床することのできない休憩設備を利用させている。
- (4) 事業場に附属する食堂の床面積を、食事の際の1人について、1 m²を超えるようにしている。
- (5) 事業場に附属する炊事場の入口には、洗浄剤を含浸させたマットを設置して、土足のままでも立ち入ることができるようにしている。

▶▶解説◀◀

- (1) 違反していない：400 m³/40人=10 となり、1人について10 m³以上を満たす。安衛則第600条（気積）第1項。
- (2) 違反していない：安衛則第619条（清掃等の実施）第1項②。
- (3) 違反していない：設問は、男性5人、女性25人で常時30人なので、男性用と女性用に区別する要件に達していない。安衛則第618条（休養室等）。
- (4) 違反していない：安衛則第630条（食堂及び炊事場）第1項②。
- (5) **違反している**：炊事場専用の履物を備え、土足のまま立ち入らせてはならない。安衛則第630条（食堂及び炊事場）第1項⑤。

解答 (5)

【令和 6 年 10 月】

【問 27】 事業場の建築物、施設等に関する措置について、労働安全衛生規則の衛生基準に違反して
いないものは次のうちどれか。

- (1) 日常行う清掃のほか、大掃除を、1年に1回、定期的に、統一的に行っている。
- (2) 男性 25 人、女性 25 人の労働者を常時使用している事業場で、労働者が臥床することのできる休養室又は休養所を男性用と女性用に区別して設けていない。
- (3) 60 人の労働者を常時就業させている屋内作業場の気積が、設備の占める容積及び床面から 4 m を超える高さにある空間を除き、500 m³となっている。
- (4) 事業場に附属する食堂の床面積を、食事の際の 1 人について、0.8 m²としている。
- (5) 労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、精密な作業については 500 ルクス、粗な作業については 100 ルクスとしている。

▶▶解説◀◀

- (1) 違反している：「1年に1回」⇒「6か月以内ごとに1回」。安衛則第 619 条（清掃等の実施）第 1 項①。
- (2) 違反している：「区別して設けていない」⇒「区別して設けなければならない」。常時 50 人以上であれば男女で区別した労働者が臥床することのできる休養室又は休養所が必要である。安衛則第 618 条（休養室等）。
- (3) 違反している：500 m³/60 人=8.3... m³となり、1 人 10 m³以上を満たさない。安衛則第 600 条（気積）第 1 項。
- (4) 違反している：「0.8 m²」⇒「1 m²以上」。安衛則第 630 条（食堂及び炊事場）第 1 項②。
- (5) **違反していない**：安衛則第 604 条（照度）第 1 項。

解答 (5)

【令和 5 年 10 月】

【問 2 5】 事業場の建築物、施設等に関する措置について、労働安全衛生規則の衛生基準に違反して
いないものは次のうちどれか。

- (1) 常時男性 35 人、女性 10 人の労働者を使用している事業場で、労働者が臥床することのできる男女別々の休養室又は休養所を設けていない。
- (2) 常時 50 人の労働者を就業させている屋内作業場の気積が、設備の占める容積及び床面から 4 m を超える高さにある空間を除き 450 m³となっている。
- (3) 日常行う清掃のほか、毎年 1 回、12 月下旬の平日を大掃除の日と決めて大掃除を行っている。
- (4) 事業場に附属する食堂の床面積を、食事の際の 1 人について、0.5 m²としている。
- (5) 労働衛生上の有害業務を有しない事業場において、窓その他の開口部の直接外気に向かって開放することができる部分の面積が、常時床面積の 25 分の 1 である屋内作業場に、換気設備を設けていない。

▶解説◀

- (1) **違反なし**：設問の事業場は、常時 45 人、女性 10 人を使用している事業場であり、常時 50 人以上または女性 30 人以上の要件には該当しない。安衛則第 618 条（休養室等）。
- (2) **違反あり**：常時 50 人の労働者を使用している場合、必要とされる気積は設備の占める容積及び床面から 4 メートルを超える高さにある空間を除き 500 m³である。安衛則第 600 条（気積）。
- (3) **違反あり**：清掃等の実施について、大掃除は 6 か月以内ごとに行わなければならない。安衛則第 619 条（清掃等の実施）①。
- (4) **違反あり**：食堂の床面積は、食事の際の 1 人について 1 平方メートル以上としなければならない。安衛則第 630 条（食堂及び炊事場）②。
- (5) **違反あり**：換気設備が設けられていない場合、直接外気に向かって開放することができる部分の面積は、常時床面積の 20 分の 1 以上としなければならない。安衛則第 601 条（換気）第 1 項。

* 解答 * (1)

【令和 5 年 4 月】

【問 28】 事業場の建築物、施設等に関する措置について、労働安全衛生規則の衛生基準に違反していないものは次のうちどれか。

- (1) 常時男性 5 人及び女性 35 人の労働者を使用している事業場で、男女共用の休憩室のほかに、女性用の臥床することのできる休養室を設けているが、男性用の休養室や休養所は設けていない。
- (2) 60 人の労働者を常時就業させている屋内作業場の気積を、設備の占める容積及び床面から 3 m を超える高さにある空間を除き 600m^3 としている。
- (3) 労働衛生上の有害業務を有しない事業場において、窓その他の開口部の直接外気に向かって開放することができる部分の面積が、常時床面積の 25 分の 1 である屋内作業場に、換気設備を設けていない。
- (4) 事業場に附属する食堂の床面積を、食事の際の 1 人について、 0.8m^2 としている。
- (5) 日常行う清掃のほか、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、統一的に大掃除を行っている。

▶解説◀

- (1) 違反あり：常時女性 30 人以上の労働者を使用しているため、休養室等は男性用と女性用に区別して設けなければならない。安衛則第 618 条（休養室等）。
- (2) **違反なし**：安衛則第 600 条（気積）。
- (3) 違反あり：窓その他の開口部の直接外気に向かって開放することができる部分の面積は、常時床面積の 20 分の 1 以上としなければならない。安衛則第 601 条（換気）。
- (4) 違反あり：食堂の床面積を、食事の際の 1 人について、 1m^2 以上としなければならない。安衛則第 630 条（食堂及び炊事場）第 1 項②
- (5) 違反あり：大掃除は 6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、統一的に行わなければならない。安衛則第 619 条（清掃等の実施）第 1 項①。

解答 (2)

【令和 4 年 10 月】

【問 28】 ある屋内作業場の床面から 4 m をこえない部分の容積が 150 m³ であり、かつ、このうちの設備の占める部分の容積が 55 m³ であるとき、法令上、常時就業させることのできる最大の労働者数は次のうちどれか。

- (1) 4 人
- (2) 9 人
- (3) 10 人
- (4) 15 人
- (5) 19 人

▶▶解説◀◀

労働者を常時就業させる屋内作業場の気積は、設備の占める容積及び床面から 4 m を超える高さにある空間を除き、労働者 1 人について 10 m³ 以上としなければならない。安衛則第 600 条（気積）。

計算式 $150 - 55 = 95$

$95 \div 10 = 9.5$ 小数点切り捨て **9 人**

解答 (2)

【令和4年4月】

【問25】 事業場の建築物、施設等に関する措置について、労働安全衛生規則の衛生基準に違反していないものは次のうちどれか。

- (1) 日常行う清掃のほか、1年以内ごとに1回、定期的に、統一的に大掃除を行っている。
- (2) 男性25人、女性25人の労働者を常時使用している事業場で、労働者が臥床することのできる休養室又は休養所を男性用と女性用に区別して設けていない。
- (3) 60人の労働者を常時就業させている屋内作業場の気積が、設備の占める容積及び床面から4mを超える高さにある空間を除き、 500 m^3 となっている。
- (4) 事業場に附属する食堂の床面積を、食事の際の1人について、 0.8 m^2 としている。
- (5) 労働衛生上の有害業務を有しない事業場において、窓その他の開口部の直接外気に向かって開放することができる部分の面積が、常時床面積の15分の1である屋内作業場に、換気設備を設けていない。

▶▶解説◀◀

- (1) 違反あり：「1年以内ごと」⇒「6か月以内ごと」。安衛則第619条（清掃等の実施）第1項。
- (2) 違反あり：「区別して設けていない」⇒「区別して設けなければならない」。安衛則第618条（休養室等）。
- (3) 違反あり： $500\text{ m}^3/60\text{人}=8.3\cdots\text{ m}^3$ となり、基準の 10 m^3 以上に満たない。安衛則第600条（気積）第1項。
- (4) 違反あり：「 0.8 m^2 」⇒「 1 m^2 以上」。安衛則第630条（食堂及び炊事場）第1項②。
- (5) **違反なし**：換気設備が設けられていない屋内作業場では、開放することのできる窓の面積が常時床面積の $1/20$ 以上であること。選択肢の $1/15$ は $1/20$ 以上になるので適合している。安衛則第601条（換気）第1項。

解答 (5)

【令和3年10月】

【問27】 事業場の建築物、施設等に関する措置について、労働安全衛生規則の衛生基準に違反していないものは次のうちどれか。

- (1) 日常行う清掃のほか、1年に1回、定期に、統一的に大掃除を行っている。
- (2) 男性25人、女性25人の労働者を常時使用している事業場で、労働者が臥床することのできる休養室又は休養所を男性用と女性用に区別して設けていない。
- (3) 坑内等特殊な作業場以外の作業場において、男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者50人以内ごとに1個以上としている。
- (4) 事業場に附属する食堂の床面積を、食事の際の1人について、 0.8 m^2 としている。
- (5) 労働衛生上の有害業務を有しない事業場において、窓その他の開口部の直接外気に向かって開放することができる部分の面積が、常時床面積の15分の1である屋内作業場に、換気設備を設けていない。

▶▶解説◀◀

- (1) 違反あり：「1年以内ごと」⇒「6か月以内ごと」。安衛則第619条（清掃等の実施）第1項。
- (2) 違反あり：「区別して設けていない」⇒「区別して設けなければならない」。安衛則第613条（休憩設備）第1項、安衛則第618条（休養室等）第1項。
- (3) 違反あり：「50人以内ごとに1個以上」⇒「30人以内ごとに1個以上」。安衛則第628条（便所）第1項③
- (4) 違反あり：「 0.8 m^2 」⇒「 1 m^2 以上」。安衛則第630条（食堂及び炊事場）第1項②。
- (5) **違反なし**：安衛則第601条（換気）第1項。

解答 (5)

【令和3年4月】

【問27】 ある屋内作業場の床面から4 mをこえない部分の容積が150^m³であり、かつ、このうちの設備の占める分の容積が55^m³であるとき、法令上、常時就業させることのできる最大の労働者数は次のうちどれか。

- (1) 4人
- (2) 9人
- (3) 10人
- (4) 15人
- (5) 19人

▶▶解説◀◀

労働者を常時就業させる屋内作業場の気積は、設備の占める容積及び床面から4 mを超える高さにある空間を除き、労働者1人について10 ^m³以上としなければならない。安衛則第600条（気積）。

計算式 150-55=95

95÷10=9.5 小数点切り捨て 9人

解答 (2)

【令和2年10月】

【問27】 事業場の建築物、施設等に関する措置について、労働安全衛生規則の衛生基準に違反しているものは次のうちどれか。

- (1) 常時50人の労働者を就業させている屋内作業場の気積が、設備の占める容積及び床面から4 mを超える高さにある空間を除き400m³となっている。
- (2) ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、6か月以内ごとに1回、定期的に、統一的に調査を実施し、その調査結果に基づき、必要な措置を講じている。
- (3) 常時男性5人と女性25人の労働者が就業している事業場で、女性用の臥床できる休養室を設けているが、男性用には、休養室の代わりに休憩設備を利用させている。
- (4) 事業場に附属する食堂の床面積を、食事の際の1人について、1.1m²となるようにしている。
- (5) 労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、精密な作業については750ルクス、粗な作業については200ルクスとしている。

▶▶解説◀◀

- (1) **違反あり**：労働者を常時就業させる屋内作業場の気積は、設備の占める容積及び床面から4 mを超える高さにある空間を除き、労働者1人について、10 m³以上としなければならない。安衛則第600条（気積）第1項。
- (2) 違反なし：安衛則第619条（清掃等の実施）第2項。
- (3) 違反なし：安衛則第618条（休養室等）。
- (4) 違反なし：安衛則第630条（食堂及び炊事場）第1項②。
- (5) 違反なし：安衛則第604条（照度）。

解答 (1)

【令和元年 10 月】

【問 27】 事業場の建築物、施設等に関する措置について、労働安全衛生規則の衛生基準に違反して
いないものは次のうちどれか。

- (1) 事業場に附属する食堂の床面積を、食事の際の 1 人について、 0.5 m^2 としている。
- (2) 男性 5 人及び女性 30 人の労働者を常時使用している事業場で、休憩の設備を設けているが、労働者が臥床することのできる休養室又は休養所を男女別に設けていない。
- (3) 事業場に附属する食堂の炊事従業員について、専用の便所を設けているほか、一般従業員と共用の休憩室を設けている。
- (4) 60 人の労働者を常時就業させている屋内作業場の気積を、設備の占める容積及び床面から 3 m を超える高さにある空間を除き 600 m^3 としている。
- (5) 日常行う清掃のほか、1 年ごとに 1 回、定期的に、統一的に大掃除を行っている。

▶▶解説◀◀

- (1) 違反あり：食堂の床面積は、食事の際 1 人について、 1 m^2 以上としなければならない。安衛則第 630 条（食堂及び炊事場）第 1 項②。
- (2) 違反あり：常時 50 人以上又は常時女性 30 人以上の労働者を使用するときは、労働者が臥床することができる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区分して設けなければならない。安衛則第 618 条（休養室等）第 1 項。
- (3) 違反あり：炊事従業員については、専用の便所のほか、一般の労働者と区別した専用の休憩室を設けなければならない。安衛則第 630 条（食堂及び炊事場）第 1 項①。
- (4) **違反なし**：労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、設備の占める容積及び床面から 4 m を超える高さにある空間を除き、労働者 1 人について、 10 m^3 以上としなければならない。安衛則第 600 条（気積）第 1 項。
- (5) 違反あり：日常行う清掃のほか、大掃除を、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、統一的に行う。安衛則第 619 条（清掃等の実施）第 1 項①。

解答 (4)

【平成 30 年 10 月】

【問 27】 事業場の建築物、施設等に関する措置について、労働安全衛生規則の衛生基準に違反して
いないものは次のうちどれか。

- (1) 事業場に附属する炊事場の入口には、土足のまま立ち入ることができるように、洗剤を含浸させたマットを設置している。
- (2) 常時、男性 20 人、女性 25 人の労働者を使用している事業場で、休憩の設備を設けているが、労働者が臥床することのできる休養室又は休養所を男女別に設けていない。
- (3) 事業場に附属する食堂の炊事従業員について、専用の便所を設けているが、休憩室は一般従業員と共用のもののみを設けている。
- (4) 60 人の労働者を常時就業させている屋内作業場の気積が、設備の占める容積及び床面から 4 m を超える高さにある空間を除き 500 m³となっている。
- (5) 日常行う清掃のほか、1 年ごとに 1 回、定期的に、大掃除を行っている。

▶▶解説◀◀

- (1) 違反している：炊事場には、炊事場専用の履物を備え、土足のまま立入らせてはならない（安衛則第 630 条（食堂及び炊事場）第 1 項⑤）。
- (2) **違反していない**：安衛則第 618 条（休養室等）。
- (3) 違反している：「共用」⇒「専用」。安衛則第 630 条（食堂および炊事場）第 1 項⑩。
- (4) 違反している：屋内作業場の気積は、1 人について 10 m³以上としなければならない。安衛則第 600 条（気積）。
- (5) 違反している：「1 年以内ごとに」⇒「6 か月以内ごとに」。安衛則第 619 条（清掃等の実施）第 1 項。

解答 (2)

【平成 30 年 4 月】

【問 25】 事業場の建物、施設等に関する措置について、労働安全衛生規則の衛生基準に違反していないものは次のうちどれか。

- (1) 労働者を常時就業させる屋内作業場に、換気が十分行われる設備を設けたので、労働者 1 人当たりの気積を 8 m^3 としている。
- (2) 常時男性 5 人及び女性 35 人の労働者を使用している事業場で、男女共用の休憩室のほかに、女性用の臥床することのできる休養室を設けているが、男性用の休養室や休養所は設けていない。
- (3) 事業場に附属する食堂の炊事従業員について、専用の便所を設けているほか、一般の労働者と共用の休憩室を設けている。
- (4) 精密な作業を常時行う場所の作業面の照度を 350 ルクスとしている。
- (5) 有害業務を行っていない事業場において、窓その他の開口部の直接外気に向って開放することができる部分の面積が、常時床面積の 25 分の 1 である屋内作業場に、換気設備を設けていない。

▶▶解説◀◀

- (1) 違反している：労働者 1 人当たりの気積は、 10 m^3 以上としなければならない。安衛則第 600 条（気積）第 1 項。
- (2) 違反している：常時 50 人以上又は常時女性 30 人以上の労働者を使用するときは、休憩室又は休養室を男女別に設けなければならない。安衛則第 613 条（休憩設備）第 1 項、安衛則第 618 条（休養室等）第 1 項。
- (3) 違反している：炊事従業員については、専用の便所のほか、一般の労働者と区別した専用の休憩室を設けなければならない。安衛則第 630 条（食堂及び炊事場）第 1 項
- (4) **違反していない**：安衛則第 604 条（照度）。
- (5) 違反している：換気設備が設けられていない屋内作業場では、開放することのできる窓の面積が常時、床面積の $1/20$ 以上であること。窓の面積が $1/25$ であり、 $1/20$ より小さいため、違反となる。安衛則第 601 条（換気）第 1 項。

解答 (4)